

足立区出張理美容に関する衛生管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所で業を行う場合（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所で業を行う場合（以下「出張美容」という。）に関し必要な事項を定めることにより、出張理容及び出張美容における利用者の衛生確保を図ることを目的とする。

(作業環境)

第2条 出張理容及び出張美容の作業を実施する場所は、次のとおりとする。

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理容又は出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障をきたさないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うこと。
- (2) 施設内における作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造とすること。
- (3) 作業に不必要な物品等を近くに置かないこと。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

(出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置)

第3条 出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置は、理容師法第9条及び足立区理容師法施行条例第2条並びに美容師法第8条及び足立区美容師法施行条例第2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。
 - ア 手指や器具を消毒するための石けん、消毒液等
 - イ 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できる容器等
 - ウ 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できる容器等
 - エ 洗浄及び消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できる容器等
 - オ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- (2) 器具類等の管理については、次のとおりとする。
 - ア 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
 - イ 使用済みのかみそり及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済み器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。
 - ウ 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに洗浄及び消毒した清潔なものを使用すること。
 - エ 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り換えること。
 - オ 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに置き換え、又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (3) 作業場内の管理については、次のとおりとする。
 - ア 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

イ 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。

ウ 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。

エ 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

オ 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客１人ごとに清掃すること。

カ 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

（４） その他衛生的な取り扱いについては、次のとおりとする。

ア 営業者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業員を作業に従事させないこと。

イ 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等あらかじめ防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業員の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。

（出張業務の届出等）

第４条 足立区理容師法施行条例（平成２４年足立区条例第１７号）第４条第３号及び足区美容師法施行条例（平成２４年足立区条例第１８号）第４条第３号において、出張理容又は出張美容を行おうとする事業の主催者等は、出張理美容届（第１号様式）を出張理美容を行おうとする日の２週間前までに区長に届け出なければならない。

付 則（６足足保生発第１９６９号 令和６年１０月２８日 区長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（提出先）

足 立 区 長

届出者

住所

氏名

連絡先

出張理美容届

下記のとおり出張業務を行いたいので、足立区出張理美容に関する衛生管理指導要領第4条の規定に基づき届出します。

記

1	目的・理由	
2	実施場所	施設名称 所在地 東京都足立区 (施設の一部を使用する際は、詳細の場所も記載)
3	実施日	年 月 日
4	理容・美容の別	☐ 理容 ☐ 美容
5	従事する 理・美容師	1 種別 ☐ 理容師 ☐ 美容師 2 氏名 3 生年月日 4 免許番号 5 登録年月日 6 所属する理・美容所（施設名称・所在地）

添付書類

- 出張業務を実施する場所の平面図等
- 理容師または美容師であることを証する書類（ただし、区内理美容所にすでに従事届出されている者は省略可）
- 出張業務を行う際の衛生措置のチェックリスト

出張業務を行う際の衛生措置のチェックリスト

1 作業環境

☐	1 不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室であること。 作業面積の目安：作業椅子1脚あたり、理容4.9㎡、美容3.3㎡
☐	2 作業場の床及び腰張りは、不浸透性材料（コンクリート、タイル、リノリウム、板等）を使用した構造であること。
☐	3 作業に不必要な物品等を近くに置かないこと。
☐	4 作業場内の採光、照明および換気を十分にすること。

2 携行品類

☐	1 手指の洗浄、消毒薬
☐	2 器具の消毒薬 ☐ 煮沸消毒器 ☐ エタノール ☐ 次亜塩素酸ナトリウム ☐ 紫外線消毒器 ☐ 逆性せっけん ☐ グルコン酸クロルヘキシジン ☐ 両性界面活性剤
☐	3 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具または美容器具
☐	4 3の器具を衛生的かつ安全に収納できる容器等
☐	5 使用済みのはさみ等の理容器具または美容器具を、衛生的かつ安全に収納できる容器等
☐	6 洗浄及び消毒された布片類・タオル
☐	7 6の布片類・タオルを衛生的に収納できる容器等
☐	8 外傷に対する救急処置に必要な薬品および衛生材料

3 器具類等の管理

☐	1 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
☐	2 使用済みのかみそり及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済み器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取り扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。
☐	3 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに洗浄及び消毒した清潔なものを使用すること。
☐	4 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り換えること。
☐	5 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。

4 作業場内の管理

☐	1 施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
☐	2 みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
☐	3 喫煙及び食事をしないこと。
☐	4 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。
☐	5 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
☐	6 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

5 その他衛生的な取り扱い

☐	7 届出者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。
☐	8 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。